

令和元年度第1回

一宮市都市景観審議会
議事録

一宮市都市景観審議会

次の報告事項の報告のため、一宮市都市景観審議会が令和2年1月23日午前10時00分、本庁舎11階1102会議室に招集された。

記

1. 報告事項

報告第1号 一宮市景観計画の策定について（一宮市の景観特性等）

2. 出席委員 14名

今村 洋一、鶴田 佳子、

太田 義孝、川合 規由、瀧 佑佳、富田 隆裕、森 重幸、吉田 勝信、

森 ひとみ、竹山 聡、西脇 保廣、

久保 禎子、皆元 洋司（代理出席：木村 光雄）、山田 芳久

[事務局]

まちづくり部次長 今枝 靖和

都市計画課長 勝野 直樹

同主監 堀田 裕久

同都市計画・庶務G専任課長 田内 誠一

同G課長補佐 今村 剛宏

同G主査 永治 武志

同G担当 坂田 明穂

公園緑地課長 山本 篤人

同緑化G課長補佐 田中 均

開 会

会 議 顛 末
午前10時00分

事 務 局

(開会のことば)

お待たせいたしました。ただいまより、令和元年度第1回一宮市都市景観審議会を開催させていただきます。本日はご多忙のところ、また、雨の中、当審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、今回、当市も中核市へ向けて景観に配慮した魅力的なまちづくりをさらに進めていこうということで、景観法に基づく景観計画を策定することとなりました。当審議会において、計画策定につきましてご審議をいただきたく、開催させていただいたものでございます。

一宮市都市景観条例第27条におきまして、当審議会の委員の任期は2年と規定されておりますが、今回、会長が空席となっておりますので、審議会のご案内を市長名でさせていただきますので、まずもってお断り申し上げます。また、一宮市都市景観条例第30条の規定では、会長が審議会の議長となるとされておりますが、会議次第3、会長の選出までを、事務局において取り回しをさせていただきますので、ご了承願います。

(委員紹介)

事 務 局

まずは、今回、委員になっていただきました皆様方につきまして、お手元にお配りいたしました名簿の順にご紹介をさせていただきます。

第1号委員の学識経験者の方でございます。椋山女学園准教授、今村洋一様でございます。岐阜工業高等専門学校教授、鶴田佳子様でございます。

次に、第2号委員の市民の代表者の方でございます。一宮商工会議所専務理事、太田義孝様でございます。公益社団法人愛知県建築士事務所協会一宮支部支部長、川合規由様でございます。社会保険労務士、瀧佑佳様でございます。一宮市銀座通商店街振興組合代表、富田隆裕様でございます。一宮市町会長連区代表者連絡協議会会長、森重幸様でございます。愛知県広告美術業協同組合理事長、吉田勝信様でございます。

次に、第3号委員の市議会議員の方でございます。一宮市議会議員、森ひとみ様でございます。一宮市議会議員、竹山聡様でございます。一宮市議会議員、西脇保廣様でございます。

次に、第4号委員の市職員です。一宮市尾西歴史民俗資料館学芸員、久保禎子、一宮市総合政策部長、皆元洋司、本日は次長の木村光雄が代理出席しております。一宮市まちづくり部長、山田芳久、以上でございます。

ただいまの出席委員は14名でございます。一宮市都市景観条例第30条第2項の規定により、過半数の委員の出席がございますので、会議は成立しております。

(傍聴人定員の決定)

事 務 局

また、当審議会の審議内容は原則公開としております。一宮市審議会等に係る会議の公開に関する要綱に基づき、傍聴を希望する者の定員を定めることができます。今回は、第1回目ということで、審議会開催のお知らせの都合上、他の審議会を参考にさせていただきます。定員3名として公表いたしました。ご了承ください。次回以降の傍聴人の定員

につきましても定員を3名と考えておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

事 務 局 異議もないようでございますので、当審議会の傍聴人の定員は3名とさせていただきます。今回、傍聴人は一人もございませんので、よろしくお願いいたします。

(運営要領の報告)

事 務 局 続きまして、本日の審議会開催に先立ちまして、審議会を運営していく上で必要な運営要領を作成いたしました。委員の皆様方にお配りいたしました資料の最後のほうに付けてございます。要領といたしましては、第1条の運営要領の趣旨から始まり、第11条の雑則までの構成となっております。主な内容としましては、今回の審議会の議事にもあります、会長の選出に関する内容や議事録の作成、公開などについて、記載されたものとなっております。何かご質問等ございますでしょうか。

特にないようでございますので、それでは、本日の議事につきましては、この運営要領の第6条に規定する排斥の対象となる委員の方はおみえになりませんので、ご報告させていただきます。

(会長の選出)

事 務 局 続きまして本日の議題の議事3に移りたいと思います。会長の選出について、お諮りしたいと思います。一宮市都市景観条例第29条によりまして、審議会の会長は委員の互選により定めることとなっております。そして、一宮市都市景観審議会運営要領において、第2条には、選出方法は投票または指名推薦となっております。会長選出につきまして、どなたかご意見がございましたら、頂戴したいと思います。もしご意見がございませんようでしたら、事務局より推薦させていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

各 委 員 意見なし。

事 務 局 それでは、岐阜工業高等専門学校の鶴田委員を会長に推薦させていただきたいと思えます。鶴田委員は、これまでに一宮市都市計画審議会委員を平成12年より平成28年5月まで、約16年間お引き受けいただいております。一宮市の現状にも大変精通しておられます。皆様、いかがでしょうか。

各 委 員 異議なし。

事 務 局 ありがとうございます。それでは、会長を鶴田委員にお願いいたします。鶴田委員におかれましては、前の会長席にご移動をお願いいたします。

事 務 局 それでは、会長にはごあいさつと、以降の議事進行をお願いいたします。

(会長あいさつ)

会 長

岐阜高専の鶴田でございます。よろしくお願いいたします。私、今ご紹介いただきましたように一宮市に関わってけっこう長い期間都市計画審議会の委員をやらせていただきましたが、それ以外に公共施設等総合管理計画でありますとか、行政の策定委員会ですとか、そういったことにも関わらせていただいております。あと、私は建築学会に所属しているのですが、専門は都市計画でございます。景観に関してもいくつかの自治体で関わらせていただいております。一宮市さんにつきましては、景観法ができる前の自主条例の時代から、既に積極的に景観行政に触れているということですが、今回、景観法に基づく景観計画を策定されるということで、景観法については、自主条例でできなかったことにいろいろ取り組めるようになっておりますので、更なる一宮市さんの景観行政のバージョンアップを図るのに、少しでもお力添えできたらと思っております。ぜひ皆様のご協力を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(職務代理者の決定)

会 長

それでは、議事に入ります前に、ここで会長の職務代理者を決めたいと思います。条例第29条第3項の規定によりまして、職務代理者は会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。職務代理者として椋山女学園大学の今村委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(議事録署名者の決定)

会 長

次に、本日の議事録署名者を決めさせていただきます。議事録署名者は、議席順にお願いしたいと思っておりますので、今回は、今村委員と太田委員にお願いしたいと思っておりますので、こちらも併せてよろしくお願いいたします。

(議案の審議)

会 長

それでは、議案の審議に入らせていただきます。本日は、議事次第でございますように一宮市景観計画についての報告案件でございますので、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

事 務 局

はい、会長。

会 長

はい。よろしくお願いいたします。

事 務 局

それでは、一宮市の景観計画についてご説明させていただきます。パワーポイントの用意いたしますので、暫くお待ちください。

事 務 局

それでは、本日の報告案件であります一宮市景観計画の策定について、一宮市の景観特性等について、ご説明いたします。まず、これから景観計画を策定していくにあたり、根拠となる景観法ができた経緯について、ご説明いたします。

景観法は平成16年に策定されておりますが、この法律ができる前は多くの自治体は、根拠法令の無い、規制力を持たない、いわゆるお願い条例を定めておりました。しかし、

強制力を持たないため、地域の調和・伝統を軽視した建物が建てられてしまい、良好な景観や環境よりも経済性が優先されることがありました。そんな中、各地で高層マンションの建設などをきっかけにしたトラブルや屋外広告物の氾濫などにより、景観の価値に対する意識が次第に高まり、景観に関するルールづくりの必要性が高まったことなどを背景に、平成16年、景観法が策定されました。

緑の枠内にありますように、景観法は景観に対する具体的な規制を行う仕組みや支援措置、地域の個性が反映できるよう、条例で規制内容を柔軟に決めることができ、地方公共団体に一定の強制力を発揮できる措置を与えられた法律となっております。

景観法では、良好な景観は国民の共有資産として位置づけるとともに、住民・事業者・行政各々の景観づくりに関する責任を明確にしております。また、景観計画や景観条例により建築物等の規制ができる仕組みを創設するとともに、市民等の積極的な参画を促進する制度整備がされております。

今回策定してまいります景観法に基づく景観計画は、景観行政団体が景観に関するまちづくりを行っていくうえで定める基本的な計画となります。法律により定めなければならない必須事項、定めることが望ましい事項、必要に応じて定めることのできる選択事項があります。当市としましては、必須事項、望ましい事項のほかに、令和3年度に中核市に移行することから、屋外広告物に関する方針について定めてまいりたいと考えております。

ここまで、お手元の資料の1ページ目、左半分におきまして、景観の価値の高まりにより景観法が制定された背景や、これから策定してまいります景観法に基づく景観計画について、ご説明いたしました。

ここからは、一宮市の景観行政として行ってきた内容をご説明いたします。お手元の資料では、1ページ目右半分になります。

本市におきましては、平成7年に都市景観条例を制定しております。この条例は、景観法が策定される前にできた根拠法令の無い条例です。この条例に基づいて、尾張一宮駅前の銀座通りの景観形成地区の指定や、本町アーケード周辺地区におけるまちづくり協定の認定を行いまして、中心市街地における良好な景観の形成を行ってまいりました。その後、平成10年代には、駅前広場の整備や都市計画道路の電線類の地中化などの、ハード面での整備を行ってまいりました。また平成17年4月の市町村合併を経て、平成20年11月に景観法に基づく施策を推進する景観行政団体となり、平成21年に現在の一宮市全体の景観に関する基本的な方針であります、景観基本計画を策定してまいりました。

次に、平成7年に策定いたしました都市景観条例について、ご説明いたします。

都市景観条例は、以下の7つの柱を基に、一宮市における良好な景観の形成に関する事項を定めて、快適で魅力あるまちとすることを目的としております。その中で、この柱の3つ目にあります都市景観形成地区の指定、5つ目にあります市民自らのまちづくりについて、これから説明してまいります。お手元の資料2ページ目をご覧ください。

まず、都市景観形成地区の指定について、ご説明いたします。

尾張一宮駅前の銀座通りに接するエリアに関しましては、シンボルロードとして一宮市の顔を形成するとともに、主要歩行者モールとして、平成7年に都市景観形成地区に指定し、建築物や広告物などに定量的な基準を設けております。条例に基づき、区域内での建築物の新築や広告物の表示などは、事前の届出が必要となっております。

続きまして、市民自らのまちづくりとして、本町アーケードの周辺6地区の関係者が自

主的にルールを作り、景観の整備推進を目的としましたまちづくり協定を、平成10年、11年に認定しております。まちづくり協定は自主的なルールに基づく協定でありますので、建築物の新築には地元の協議会との事前協議が必要となっております。

本市では、平成7年に施行された一宮市都市景観条例に基づき景観行政を行ってまいりましたが、平成16年の景観法の制定や、翌年には、一宮市、尾西市、木曾川町の合併など、計画条件が大きく変わったことを背景に、平成21年3月に、景観基本計画を策定しております。お手元の資料2ページ目、右側になります。

景観基本計画は、木曾川に育まれた中核都市として、自然、歴史、産業が一体となって活力とやすらぎが感じられる都市景観づくりを基本理念としまして、一宮市の景観を特徴づける5つの景観ゾーンや、市を代表する景観拠点などの景観形成方針を定めて、一宮市の都市景観のあるべき姿と方針を定めております。この一宮市景観基本計画を基に、今回、景観計画を策定してまいりたいと考えております。

続きまして、お手元の資料3ページ目になります。一宮市の景観に影響を与える歴史について、ご説明いたします。ここでは、一宮市の歴史の中でも、景観として目に見える歴史に着目して整理しております。まず、皆様ご存じかと思いますが、一宮市は尾張の国、一の宮である真清田神社の門前町として栄え、大正10年の市制施行から昭和15年、30年の近隣町村との合併を経て、市域を拡大してまいりました。その後、平成17年に一宮市、尾西市、木曾川町が合併し、現在の市域となっております。

次に、一宮市の都市の発展過程を整理しております。

左側の図にありますように、岐阜街道などの旧街道が通り、江戸時代中期には、三八市が開かれ、そこが、現在の都市の中心部を成しております。岐阜街道は後の東海道本線、国道22号へと発展する重要路線でしたが、現在、その形跡の多くは失われております。一方、美濃路は宿場と河川交通の要衝の名残として、萩原や起地区に一部残っております。右側の図では、東海道本線などの鉄道や国道22号などの道路網の整備がされたことや、土地区画整理事業などにより、市南部に良好な居住環境を持つ住宅地が形成され、徐々に人口集中地区が郊外へ拡張していったことがわかります。

続きまして、お手元の資料3ページ目右側になりますが、一宮市の重要な産業として栄えてまいりました繊維産業を中心に、産業史をまとめております。明治時代には、綿織物や絹織物の産地として発展を遂げてまいりましたが、昭和初期に入り、毛織物の生産地としての発展により、上部に採光窓を備えた特徴的なのこぎり屋根を持つ工場が建設されました。現在では数は減りましたが、市内各地で見ることができます。一方、近代に入り、繊維産業の国際競争力の低下や交通の利便性の向上などにより、地場産業以外の製造業や流通業務等の立地が進み、新たな住工混在が進んでおります。

続きましてお手元資料4ページ目の左側になります。一宮市の地勢、土地利用についてご説明いたします。まず、一宮市の地勢において特徴的なのが、木曾川沖積平野の低地であることから、高低差の少ない平坦地であるということです。また、都市計画の用途地域を見ますと、紫色で示しております準工業地域が、全ての用途地域の42.5%を占めております。準工業地域は、住宅や商店、工場などの多様な建物を建てることから、さまざまな用途の建物が混在し、景観が悪化することが懸念されます。また、市内南部においては、土地区画整理事業により、良好な居住環境を持つ住宅地が形成されております。

次に、土地利用現況についてですが、ご覧いただいております、都市計画基礎調査において、市街化区域内の土地利用ごとに着色した図面となります。特徴としまして、着色してありますエリアの中で、農地や山林などの自然的土地利用は1割もなく、ほとんどが都市的な土地利用となっております。中でも住宅用地の占める割合が最も多くなっております。赤色で着色しております商業用地は国道22号線などの幹線道路沿いに集積が見られ、青色で着色しております工業用地は名神高速道路一宮インターチェンジ周辺に集積が見られます。また、繊維関連の工業用地が住宅用地と混在しているのも特徴です。

続きまして、お手元資料5ページ目になります。景観特性についてご説明いたします。

景観はさまざまな構成要素から成り立ちます。ここまでご説明いたしました、一宮市の成り立ちや土地利用現況、現地の状況等を踏まえますと、中央にございます河川、田園、市街地、住宅地、工場、幹線道路の6つの景観構成要素に分類することができると考えられます。左の図は、構成要素ごとで色分けした市全域のイメージ図です。

河川は、木曾川をはじめとした市内を流れる河川や水路などの景観要素、田園は、市街化調整区域に見られる集落と農地などが混ざった景観要素、市街地は、尾張一宮駅や真清田神社などいわゆる中心市街地の景観要素、住宅地は、起や萩原などの旧街道の古い町並みから土地区画整理事業などで整備された住宅地などを含めた景観要素、工場は、郊外にある工業団地や住宅地と混在する繊維関連の工場などの景観要素、幹線道路は、一宮市の特徴でもあります交通の要衝であることから、市内を走ります高速道路や幹線道路などを含めた景観要素と、整理しております。

この6つの要素を基に、愛知県で決めました、美しい愛知づくり基本方針でとらえております、右側の自然、歴史、生活、産業の4つの景観特性ごとに整理していきたいと考えております。

続きまして、お手元資料6ページ目になります。ランドマークについてご説明いたします。先ほどお示しいたしましたイメージ図に景観要素でありますランドマークを落としたものになります。各地域の個性を象徴するランドマークには、歴史的建造物や主要な公共施設が市内全域に存在することがわかります。

続きまして、お手元資料7ページ目になります。景観特性としまして、景観阻害に関する事項についてご説明いたします。ここでは、良好な景観に対して、眺めの支障となる要素について把握するとともに、景観法を踏まえた対応が必要かどうかを検討するうえで、一宮市を代表します真清田神社の眺望景観を取り上げております。こちらの写真は、本町アーケード側から正面に真清田神社を眺めた景観です。写真の左側には、高い彩度の建築物や老朽化した建物があります。また、右側には、9階建てのマンションが立地しております。このような要素は、良好な景観から目を引く要素となっております。

また、銀座通りの景観についてですが、平成7年に、銀座通り都市景観形成地区の指定をしております。その中で、良好な都市景観の形成に関する方針として、誰にも親しまれ、ファッション交流都市を印象づける魅力的な顔づくりを目指した都市景観を形成することを目指し、本市の顔・玄関口として、また、中心商業地として、魅力ある都市空間を創造するため、形成基準を示しております。

特に建築物の色彩につきましては、緑の中に、やすらぎとファッション性を感じられる景観を作るため、洗練された明るい色彩を基調とし、街路樹との調和にも配慮することとなっております。その定量的な基準として、マンセル表色系が設定されております。こちらの

スライドの左下にも記載しておりますような、高い明度を推奨しており、近年出店します飲食店などは、外壁に明度の低いものを使用する建物も出てきております。景観形成地区の届出制度は、現状、強制力が無いため、当方としましても、基準を満たすよう指導を行っておりますが、応じていただけないケースもあり、今後、策定してまいります景観法に基づく区域設定により、どのような規制を行うべきなのか、地元の皆様の意見も汲み取りながら、検討してまいりたいと考えております。

ここで、先ほど少し触れましたマンセル表色系について、ご説明いたします。マンセル表色とは、色彩表現体系の一つで、マンセル値と呼びます。右側にあります、色相はどんな色か、明度はどんな明るさか、彩度はどんな鮮やかさかを整理し、記号化されたもので、3つの属性により、一つの色を表現することができます。こちらの右下にありますように、各色相には、縦軸に明度、横軸に彩度を表すマンセル表色があり、明度は上へいくほど高く、彩度は右へいくほど高くなります。

続きまして、お手元資料8ページ目になります。写真の左側にありますように、住宅系の色彩に関しましては、明度の低い低明度でも彩度が高い高彩度のものにつきましては、目立つ色彩となります。中央にあります工業系の色彩に関しましては、比較的彩度の低いものが多く、周辺に配慮していることがうかがえます。また、写真の右側に載せておりますアミューズメント施設などの店舗には、赤系の高彩度の建築物が目立つものとして立地しております。

お手元資料8ページ目、左下からは、屋外広告物に関する内容を整理しております。景観計画を策定するにあたり、企業の広告看板などの屋外広告物に関しましては、景観上影響の大きい要素であるため、景観計画を策定するにあたり、方針等を盛り込んでまいりたいと考えております。屋外広告物に関しましては、愛知県の屋外広告物条例により、表示の仕方や場所等にルールが定められております。右側の図では色分けを示しておりますが、青色で示した許可地域と赤色で示した禁止地域がございます。そこに、黄色で示した地域が人口集中地域、こちらは禁止地域の規定から除外されるため、許可地域となっております。

本市の屋外広告物の状況についてですが、色やサイズの大きいもの、用途形態などについて、景観阻害となるものがあります。写真にもありますような、小さい看板を多数集めて大きく見えるものや、風俗系の看板、また、近年普及しておりますデジタルサイネージを使った広告も市内に見られます。なお、本市では中核市となります令和3年度に向けて、屋外広告物条例も定めてまいります。

続きまして、その他の景観阻害要素を整理しております。建築物や屋外広告物以外にも、写真にありますような、太陽光発電システムや建築資材が野積みになっているようなものは、景観を阻害する要素となります。

最後に、お手元の資料9ページ目をご覧ください。本市の現況を4つの景観特性でまとめたものになります。

まず、自然景観として、木曽川に沿った沖積平野の低地が広がる平坦な地形であり、市域内には微地形としての起伏が多く見られるものの、景観としてはほとんど現れておりません。岐阜県との境界には木曽川が流れ、市内には、数多くの中小河川、用水路が流れております。木曽川は、市域の北から西にかけて連続する緑地軸であり、重要な動植物の生息地として機能しています。また、市内には社寺林も数多く存在し、オープンスペースと

しての機能のほかに、集落のコミュニティの中心として存在してまいりました。このような特性があります。

また、歴史景観としましては、真清田神社の門前町は、古くから商品集散地として機能してまいりました。さまざまな時代の歴史資源が景観に反映されております。のこぎり屋根工場は、地域の景観を特徴づける地域資源ですが、近年は取り壊される傾向にございます。伝統的な地場産業であります繊維産業の中でも、明治以降の近代産業振興の歴史を残しております。街道の宿場町として栄えてきた歴史を持ち、その面影を一部残す地域も存在します。このような特性がございます。

また、生活景観としましては、繊維産業を背景とした住工混在の用途地域が特徴です。尾張一宮駅のiビル建設により賑わいが創出されました。経済情勢の変化による中心市街地の空洞化などによる市街地景観の変質が進んでおります。土地区画整理事業により、本市の南部では良好な住宅景観が形成され、河川沿いや水路に由来した緑地景観が形成されております。七夕まつりをはじめとし、本市には大小さまざまな祭りや伝統行事が継承され、それらが地域の景観に反映しております。慣れ親しんだ道路や公園などの環境美化活動でありますアダプトプログラムは、現在でも参加団体が増えております。このような特性がございます。

次に産業景観としましては、中心市街地の賑わいが喪失する一方で、幹線道路沿いへの商業施設の立地が進んでおります。各高速道路や鉄道などの大規模土木構造物が市全域に見られます。主要幹線道路沿いにおきましては、数多くの屋外広告物や彩度の高い色彩の建築物が見られます。明地工業専用地域や萩原工業団地において、計画的に工場地が形成されているほか、市街化区域南部のインターチェンジ周辺地区を中心とします、地場産業以外の製造業、流通業務等の立地が進み、新たな住工混在が生じております。ミニ開発、ソーラーパネルの設置等による田園景観の喪失、農用地の分断が生じております。一宮インターチェンジ周辺には、希少な農業景観である島畑が見られるといった特性がございます。

以上がこの4つの景観特性となります。

最後になりますが、今後の景観計画の策定スケジュールについて、ご説明いたします。

本日、第1回目の都市景観審議会において、基礎調査に基づく本市の現況や景観特性などについて、ご報告いたしました。今後、11月に行われました市民アンケートの結果などを基に、課題の整理、そして理念・目標等につきまして、第2回審議会を3月に開催したいと考えております。また、来年度に入りまして、第3回審議会におきましては、景観形成に関する方針や屋外広告物の行為制限等に関しましてご審議いただき、第4回目には、景観計画の素案、景観条例の内容に関しまして、審議いただくようなスケジュールと考えております。その後、審議いただきました景観計画の素案を来年度の10月ごろ、パブリックコメントにより市民の皆様へ周知いたします。皆様からご意見をいただき、それを基に都市計画審議会へ意見をお聴きします。その後、最後の都市景観審議会を令和3年2月ごろに開催し、パブリックコメント、都市計画審議会での意見を整理しまして、景観計画を作成してまいりたいと思います。

報告事項の説明に関しては、以上となります。

見、ご質問はございますか。

今スケジュールの説明がありまして、1年後くらいに計画を作るということですが、計画を作るにあたって、現況を整理したものを今日ご報告いただいたので、これに基づいて今後いろいろな景観計画の中身を決めていくことになります。本日はこの資料の中で取り上げられている景観特性や、他にもいろいろなことが出てきましたので、その中で漏れている部分があるとか、あるいはもうちょっとこういうものを取り上げたほうがいいのか、そういうご意見がいただけたらと思います。それ以外でも何か基本的なことでご質問などございましたらお願いします。

それでは、私から一つだけ確認したいことがあるのですが、資料でいうと1ページ目になります。景観計画の説明のところで、必須事項と望ましい事項と選択事項と3つあって、おそらく必須事項と望ましい事項は景観計画の中に書き込むことになると思うのですが、選択事項については、屋外広告物だけを取り上げられたのですが、それ以降の景観重要公共施設の整備に関する事項から4つありますが、これについては特に定めないというお考えなのでしょうか。

事務局 今のところは定めていく予定ではございません。ただ今後、必要に応じて十分検討していきたいと考えております。

会長 といいますのも、この文言がわかりづらいのですが、景観重要公共施設という公共施設の中身で、これは景観法ができて入れられるようになった項目ですが、例えば道路や橋梁など、そういったものがこの景観計画の中に入れられます。これは景観法の前にはあまりありませんでした。

もう一つ申し上げますと、景観法ができたことで、新たな景観要素になったのが、公共施設あるいは樹木もそうですが、もう一つ、眺望景観という言葉が出てきましたが、これも景観法ができてからです。ここはあまり高い所はないですが、例えばタワーから見える景観や河川がありますので、河川の眺望景観、そういうどこからか見た時に眺望をさえぎるようなものの高さ制限をすとか、眺望景観のようなものも入れ込んでくることになるので、その辺がもしも追加であれば、たぶん条例策定時にはなかったと思うので、検討する必要があるかと思います。

私が申し上げているのは、公共施設については、これまでの自主条例の中で、銀座通りやまちづくり協定で、道路も一緒に整備されています。そうした整備してきた財産を引き継いでいくということであれば、道路も含めて指定することで町並みを守っていくことがあります。例えば犬山市は城下町の建物だけではなくて道路も一体で指定されていますので、犬山市の思いとしては、あそこで山車を引いて祭りをやるので、その時に道路も一体とした祭りの舞台であるということで指定されています。そういったことも考えるとすれば、ここで切らずに、少し残しておいて、皆さんのディスカッションの中で入れたということであれば、という思いで話をさせていただきました。

ほかに何かご意見ございますか。

委員 今の話で、だいぶ公共施設の整備が進んでいるようですが、占用の基準とかもあるので、景観をきっかけにしながらまちの活性化を考えると、銀座通りだとか真清田神社の参

道、本町アーケードの所をどうするか、景観重要公共施設というふうにして、使い方のルールをはっきりさせて、どんどん使えるようにしていくことも、景観の中で扱えるようになっていっているので、入れたらいいのかなと思います。例えば市役所のまわりの広場でも、たぶん一定のルールがあると思いますが、いろいろなイベントに使いやすくできるのであれば、ぜひそうしたらいいかなと思います。

なるべく早めに言うておいたほうがいいと思いますが、実は景観計画を作ると、景観に関する公益性ということで、あれはだめ、これはだめみたいなルールを作ることになります。そうすると、みんながそのルールだったらいいよ、という緩いルールなら落ち着くわけですけども、たぶん景観計画区域って市域全体にされると思うので、全体がそういう感じになると思います。調整区域だとか準工業地域になっている所は、今の時点で何かの景観に統一するというのは難しいので、現状追認でも許されるくらいにせざるを得ないかなというのが私の感触です。でも、その一方で統一感のある景観にできそうだとか、したほうがいい所もあるわけです。銀座通りのように既に景観形成地区になっている所やまちづくり協定を結んでいるような所は、当然重点区域などに名前を変えて、ほかの一般的な所とは違う、もうちょっと厳しい、今までのルールや協定を踏まえたことができると思います。

もう一つ、合併後は、尾西の起や萩原などは、歴史的な町並みが多少残っている所がありますので、残っている建物や景観を一つの基準として、もう少しほかの所とは違う厳しい特別なルールを作って、そのかわりそういう景観に合わせるために、できれば別条例を立てて補助金が出せるようになると、アメとムチでちょうどいいわけで、そういうふうにできたらいいかなと思います。美濃路の所は、隣の稲沢市も同じような感じで、まだ宿場の雰囲気だとかも残っていますので、それはぜひ活かしていただきたいと思います。

先ほど眺望景観というのが出たのですが、写真がいくつか出ているのを見ても、例えば駅の写真があって、後ろが青空になっています。青空にしておくためには、西口のほうに高層マンションが建たれたら困るわけです。その辺は市というか皆さんでオーソライズできれば、せっかくできたビルがいい感じなので、あの状態、あの見え方を残したいと合意ができれば、裏に建たないように高さを抑えるような規制をする。同じように真清田神社の裏のほうも、写真を見ると鎮守の森があって、その向こうは何もないからいいわけですが、放っておけば簡単にマンションが建ってしまう。ある意味でそのマンションは、緑とか神社を見下ろしてもいいわけです。でも、お参りに来た人には目障りなわけです。

どっちの利益を取るかということになりますが、合意が取れば、背景の保存ということで、視点場と言いまして、商店街のどこかに立つ場所を決めて、そこから眺望のラインを引くと、神社に近い所はここまでの高さ、遠い所はここまでの高さ、大体決まるので、例えば名古屋城周辺でもそういうことを始めました。そんなふうにすると、大事な景観を守る。そういうところまでほかの自治体ではだんだんやるようになってきています。一度建ってしまうと、マンションは一応100年持つので、100年取り返しがないと思っていいいわけです。なので、今は写真を見る限りセーフなので、今のうちにやっておくということも考えてもいいかなと思いました。ちょっと細かいですけども。

委員

一宮市銀座通商店街のシンボルロードとして制定していただいて、広い歩道を作ってくださいまして、ありがとうございます。

先ほど委員のおっしゃられていたことでもありますが、会長からの犬山の城下町の情景を道も含めて整備されているというお話を聞いていると、まさにこちらの一宮というのは、市の方にまとめていただいていますとおりに、真清田神社の門前町というのが起点になっております。そういう考えからしますと、銀座通りを整備して注目を浴びる場所にさせていただいて、ありがたいのですが、そこだけではなくて、本町のドームから2丁目、1丁目のあたりをよく歩くのですけれども、今は駐車場になって、アーケードの所が商売できない地域も多数見受けられます。

あと、土地を買った方がどう使われようと勝手なのですが、通りに背を向けて建物を建て、アーケードで商売ができないような、門前町ということからはほど遠い状態になっております。今回の会議に出席させていただくにあたってぜひ言おうと思ったのですが、シンボルロードという線ではなくて、真清田神社から駅までという面で考えていただけないかなと思ひまして、具体的に駐車場になっている所のアーケードから3メートルは何かの店舗に必ず貸さなければいけないとか、それができるかできないかは別として、景観的に門前町を作るにあたって、もちろん商業者の方が最終的にはやることですが、そういう手助けを行政のほうでやっていただけないかなと思ひました。

豊川市の豊川稲荷にも行ったことがあります、あそこがどういう状態になっているかというと、豊川稲荷があつて、そこから参道というのか門前町になっていまして、何百メートルか離れた駐車場から歩くようになっているのです。参道を歩くということはお金落ちるといことです。これは商業、観光の面からいうと、非難しているわけではないのですが、真清田神社は真清田神社で駐車場を境内の中に持たれていて、市役所の前にも駐車場はありますが、そこに停めてお参りする方はほとんどいらない。例えば真清田神社と話して、本町の4丁目か5丁目あたりに駐車場を作る。もしくは、市役所の前の駐車場をご利用くださいというような形を取れば、そこに停めて歩くというスタイルも生まれるのではないかなと、個人的には思っております。

委 員

先ほどの本町、門前町、それから駅周辺に関して、ちょっとだけ説明をさせていただきますと、実は今回は景観計画ですが、それとは別に、国土交通省がこれから力を入れようとしている、居心地が良く歩きたくなるまちなかという事業があります。通称ウォークアブル推進事業と呼んでいるのですが、そのウォークアブル推進事業の推進都市に一宮市が昨年手を挙げまして、今予算要求をしているところです。来年度から予算を取って、歩きたくなる環境づくりを進めていこうとしているところでございますので、この景観計画と連携してやっていきたいということです。沿線の地権者の方とも話し合っ、継続的に暫くは、やっていきたいと思ひます。国土交通省にどんな制度があるかというのはこれから順にお示しいただけるかと思ひますが、例えば最近居酒屋がガラス張り、外から見えるようになっていて、歩いていても賑わいが伝わってくるような感じの建物が増えてきたのですが、そういったものに税とか財政の支援をしていくとか、空き地を芝生にして憩いができるようなスペースに対して税制の優遇措置を取っていくとか、そういうことを国のほうで考えていただいておりますので、一宮市もそういうものも絡めて、何とか景観、賑わいを創出していきたいと思ひますので、参考までにご報告させていただきます。

委 員

これだけは言っておかないといけないというのがあります。一宮市としてどんなビジョ

ンで駅前をやっていくのかということに関して、皆さんで考えていただきたいのは、一宮市は容積率の緩和をして、愛知県の中でも一時的にけっこう有名になりましたけれども、それと景観がマッチングするのかどうかというのが非常に大事だと思うのです。600%に容積率緩和をして、それから目指すものは一体何なのか。今回景観計画を策定するにあたって何を大事にしていくのか。市街化調整区域やD I D等いろいろと区域が分かれるのですが、そんな中で市の顔であるこの中心市街地だけは本当によく考えていかないと、委員が言ったみたいに50年100年残る建物も建ってしまいます。

でも、ある考え方としたら、そういう建物を作りたいと思っている方もいらっしゃるかもしれないですし、もちろんそういう表と裏のいろんな意見の方がいらっしゃると思うので、一宮市としてもビジョンを、どういう駅前にしたいのか、市民の皆さんの意見を、私も聞きますけれども、市の方もそういう意見に耳を傾けて進めていただきたいと思います。報告の最初の段階ですので、余分なことかもしれませんが、そういったことに留意しながらやっていただきたいと思います。

会 長 たくさんご意見をいただいて、それをプランに反映していただきたいと思っております。ほかにご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

委 員 景観計画ということで今駅前周辺のことがありました。私が住んでいる所は138タワーの近くで、市街化調整区域になります。先日、マスタープラン等もいろいろありまして、先ほど言われたタワーから見る農地や田園風景についてもあったかと思えます。市街化調整区域では田や畑が荒地地になっている所も見受けられて、地域としても138タワーというのは顔でもあります。そこから見る田園風景が、稲穂がすごくキラキラ輝いているとか、そういったものになるように何とかしていかなきゃいけないなということも話に出ているわけですが、地権者は高齢化し、これからどうしていけばいいか、市街化調整区域なので売りに売れないし、子どもたちは都会に出ていってしまってこちらに戻って来ない。誰もやる人がいないから、とにかく何とかして手放したいといった意見もあり、景観計画とはちょっと違いますけれども、そういったことでいろいろ地域でも話し合っています。

現在、タワーから見ると田んぼの中にポツンポツンと家が建っている情景です。これが進んでいくと、せっかくのタワーから見る田園風景が、一面田や畑だったのが、そこに家が建つと、どうしても景観を阻害する要素になってくると思うので、ここは建てちゃだめだよ、ここは田園でというのをこちらから決めることは難しいとは思いますが、そういった意識を市民の方一人ひとりに持ってもらうことも必要なのかなと考えています。駅周辺とはまた別に、市街化調整区域ならではの景観を守ることもできればいいのかなというふうに思いました。

委 員 選択事項に景観農業振興地域整備計画というものもあって、農用地のことを考えないといけないのですが、営農されていないと農村の風景である田や畑は残らないので、そういうところまで踏み込むというのがあります。ただ、調整区域で土地をどうするかというので、個人個人で見たら、次・三男坊のために開発許可を取って例外規定で建てることのできる、その連続で、私としては面的にある一定の範囲で景観として守れる農地が既に一宮市に

は残念ながら島畑以外には無いと思っております。島畑は日本の中でも希少な景観なので、あれは大事だということで、あれだけ死守するという考え方もあるかなと思います。

調整区域にずらっと田んぼが並んで、島のように集落があるというのが、もともとの昔ながらの昭和戦前くらいまでの姿でした。ただ、もうそういう状況にはなっていないので、いかんともし難いということと、景観のほうからのアプローチもありますが、基本的には土地利用の話で開発許可の話です。だから農村集落の美しい風景を守りましょうというのは、文言では書けますが、規制というのはなかなか難しい。ただ、皆さんに共有して欲しいというのであれば、この計画を作る中の作業でイメージパースみたいなものを作って、こういう景観にしたいですよねというのを出していくのも大事なかなと思います。言葉だけで言ってもなかなかイメージができないので、今はCGとかもありますが、もっとふんわり、手描きのイメージパースくらいのほうが、市民の方にわかってもらえそうなので、それを出したらいいかなと思います。

それと、どうしても都市計画課ですから、作業が地図ベースで、2次元で見てしまいます。ただ、景観って3次元で、同じものだって建つ場所によって見え方が違うわけです。だから、先ほどのシンボルロードの話に戻りますが、銀座通りの見え方ということかというと、i-ビルができて3階部分がスコーンと抜けて見えるようになっているわけです。あそこを視点場にして、あそこからの見え方がシンボルで、それを注意するというのであれば、銀座通りの今のラインの所全部が同じルールでなくてもいいわけです。例えば、串カツ田中は駅からは見えません。だからあれば放っておいてもいいかもしれないです。そのかわり手前のほうのビルの屋上看板が、下にいる時よりもうんと目立つわけです。あの色をどうするかとか、もう屋上看板は京都と同じようにやめようとか、それは銀座通りの景観をどうするかという方針を立てばの話です。例えばある程度高さが同じくらいで白っぽいコンクリートのビルで統一して、やっぱり都会らしい雰囲気を出したいというのなら、そういうイメージパースも作って、本来、それを本気でやるのだったら高さ規制だとかあるいは逆に高度利用地区みたいなものを入れて、緩和するから容積率をこれだけ使ってください、高さはここまでにしてくださいというくらい規制しないとできないわけですが、それはちょっと強権的すぎるし、そこまでして同じ高さ、同じボリュームの建物を並べる必要が本当にあるのかというのは、考えなくてはいけないと思います。

容積率を緩和しただけだと、いつそれだけの建物が建つかかわからないし、デザインがどんなものが来るかわからないので、それは景観のほうである程度、色や看板をどうするか、デザインは基本的には協議しないといけないので、規制は最低限こういうものは絶対拒否というものだけしか示せないで、こういうふうになったらいいなというのにはならないわけです。施主やデザイナーにもそれぞれ別の考えがあると思います。だからその辺は一定のルールを作るか、協議のシステムみたいなものを入れておかないと、例えばお城風なのができるとか、教会風なのができるとかも、考えられなくはないわけです。いきなりハウスウェディングの会社に来てドンと建てないとも限らないわけです。そういうことが名古屋市の町並み保存地区でも起きており、料亭だとかお屋敷が並ぶ所にいきなり偽物の教会が建つとか、そういうことが起きちゃうわけです。だから、その時に町並み保存地区の規制を名古屋市はやりきらなければいけなかったのだけれども、建ってしまいました。銀座通りにそういう変なものができるといけないという認識が皆さんにあるのであれば、それなりにイメージをなるべくちゃんと持たせて、ルールがだめだったら協議、話し合い

ができるような状態にしておかないと、押し切れちゃうわけです。そういう仕組みや協議会についても、都市景観審議会で審議するのかもしれませんが、何か入れておいたほうがいいかなと思います。

屋外広告物の話でいうと、写真を見るとないほうがいいけれども、あっても面積だけじゃなくて、高さが問題かなという気がします。右側の手前と右側の奥の看板を比べると、手前は何とか許しても、例えば同じ面積だったとしても、建物のプロポーションもおかしくなる。下の高さに対して看板の高さが2フロア分くらいあると、人間の感覚として、見ている気分が悪いというか、あれが頭だとして、モデルさんは八頭身か十頭身です。2頭身とかはいませんが、そういうのは見えてよくないわけです。だから高さがよくない。中身や書いてある文字等もチェックしたらと思っています。

例えばお店の名前じゃなくて、靴屋さんなら「靴」とか、ペットショップだったら「犬」「ねこ」と書いてある場合があるわけです。日本語の漢字とか平仮名を並べただけなら同じだと思いますが、レベルがさらに低くなり、お店の名前よりも中の商品名がズバッと出ているというのはおかしい。そう思うと、外国語の審査みたいなものも、本来デザインとか書いてある中身まで踏み込まないと、銀座通りの品位が守れないかなという気もいたします。その辺もちょっと考えていただきたいと思っています。

先ほど重要公共施設と言いましたが、上を見たら空、つまり電線があるか電柱があるか、下を見たら道路、路面がどうなっているか、右左は建物なので、実は景観を見ているうちの半分は建物のせいなのです。4分の1が道路とか地面、4分の1が空ということになっていて、そういうふうにと考えると建物に半分くらいは責任があるという感じですが、4分の1は道路にも責任がある。そういうふうにご皆さんも認識していただけると、景観の見方は普通に図面で見ていたらだめだなというのがわかるかなと思います。

会 長

ありがとうございました。農村集落を中心にご説明いただいたので、まわりの農村についてお話が出ているのは、そこについてどういうふうにご考えたらいいかということで、ちょっとお話しさせていただきます。まず一つは、先ほど委員がおっしゃったみたいに調整区域の農地の宅地化をもっとしたいというお話は、実は都市計画マスタープランが今作成中なので、そこで書かれていけば景観はそれに従うしかないというか、土地をどう使うかというのは都市計画マスタープランに定められていますので、そこで今ある農用地は農地として守っていくと書いてあるとすれば、景観ではその調整区域については、そういった農地も含めた農業景観を守っていくための景観計画を作ることになるわけです。

例えば、ちょっと遠方ですが、石垣市ですとちょっと特殊ですが、町中はほとんどRCになっています。農村に行くといわゆる琉球瓦があるのですが、農村集落については建物の高さや素材をかなり厳しくしていて、その農村集落に建つ建物も非常に厳しく規制しているのです。そういうことで農村景観を守るということをしていますので、おそらく景観法でのやり方としては、土地利用は都市マスで書かれて、都市計画で決定されていますので、それに従っていかに風景を守っていくのかということ景観計画の中で決めるというふうになるのではないかなと思います。

例えば都市計画法で決めるマスタープランであったり、先ほど委員からご紹介がありました、国からお金が下りてくるウォークブルの計画等、いろんな計画が関わっていますので、当然そのまわりのものを含めながら、上位にあるものにはそれに従い、並列で動いて

いくものについては、当然調整しながら景観計画がそれをよりバックアップする形になります。先ほど空き家の話が出ましたが、実は景観計画を作る中で、3年くらい前だったと思いますが、京都で初めて空き家を取り壊すということに対して届出対象事項にしているのですが、景観を作ったとしても壊されるものについて届出がないと、どんどん空き家になったり壊されたりして歯抜けになって、景観基準だけが残る。そういうのはどうなのだろうということ、そういった空き家対策みたいなことも景観の中で一緒に連動してやっていく自治体もあります。どこまで何を含めて、ここに入れていくのかということも、この中で議論していく必要があります。ただ、先ほど申し上げたように、上位計画のものはその中で動くことになると思いますし、並列で連携していけるものは、これは入れたらいいという話は、この中で議論できたらなと思っています。

ほかにご意見ございますか。全体でいろんなご意見が出ましたが、事務局から何か発言することはございますか。

事務局 いろいろご意見をお出しいただきまして、それを真摯に受け止めて、今後検討していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

委員 緑の基本計画を別に持っていると思いますが、特に住宅の景観で、建物のデザイン云々というのは、石垣みたいな所や起地域のように、もとの伝統的なものがあればそれに習うとか、それを損なわないようにすることはありますが、そうじゃない所は工務店にお任せしたり、建売だったりするわけです。そこで景観をよくするには、ある程度色は規制できますが、例えば田園地域に10軒とかがババッと並ぶと、何が並んだって同じわけです。よくないです。

それを何とかするには私は緑化しかないと思います。緑化率ではないですが、とにかく住宅地は緑があればだいぶよくなる。工業地域にも緑地はありますけれども、緑化のことも景観計画の中にも入れたほうがいいと思います。地区計画とか建築協定とかがあって、地区計画には緑化が入れられますが、建築協定には入れられない。景観でできることは、建物以外に、規制できたり、お奨めできることもあるので、緑をたくさん入れるといったことを忘れなければ、だいぶよくなるのではないかと思います。

委員 先ほど緑の基本計画、その前に都市計画マスタープランのお話がありましたが、都市計画マスタープランは都市計画課で、今日同席しておりますが、緑の基本計画は公園緑地課でやっておりますので、今いただいたご意見を参考に、そちらとの連携も取っていきたいと思っております。ありがとうございます。

委員 委員がおっしゃっていましたが、容積率が600%になるという範囲が、市役所の後ろまで広がるという話を聞きました。それはありがたいのですが、ただ、新しく600%を認めるという条件が、500㎡以上まとまった土地であれば600%の高さが建てられるということです。

今建っているホテルは500㎡ないです。ということは建て直すことができない。建て直すと400%で、600%いただけないということなので、500㎡という縛りを、これは都市景観審議会でお話することではないのかもしれませんが、関わってくることで

ございますので、そこもお話にあげていただけないかなと思ひまして、発言させていただきました。

会 長 事務局、お答えいただけますか。

事 務 局 先ほど言われました一宮市役所の東のほうの600%という話は、今のところ予定はございません。

委 員 そうですか。ごめんなさい。間違えていました。

事 務 局 500㎡にしたのは、ペンシルビルの対策ということで、景観を考えてやったというふうに聞いておりますので、もう一度その辺を考え直すということは、検討はさせていただきますが、ご希望に添えるかどうかは、ちょっと難しいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

会 長 ほかにいかがでしょうか。

それでは、大体皆様からご意見をいただきましたので、よろしいですか。今日は特に何か決定するということではございませんので、皆さんからご意見をいただいたということで、本日の審議は終了させていただきます。

それでは、進行を事務局にお返しします。

(閉会)

事 務 局 鶴田会長どうもありがとうございました。委員の皆様方におかれましては、本日は大変お忙しい中、長時間にわたりご審議をいただきまして誠にありがとうございました。これをもちまして、令和元年度第1回一宮市都市景観審議会を終了させていただきます。

なお、次回の都市景観審議会は3月18日を予定しております。詳細につきましては、追ってご連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。本日は本当にありがとうございました。

閉 会 午前11時20分